

京都市告示第543号

生活保護法第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第4号に規定する介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防・日常生活支援若しくは介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成30年1月15日

京都市長 門川大作

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
訪問リハビリ	公益社団法人京都保健会 吉祥院病院	南区吉祥院井ノ口町43	平成29年10月 1日
介護予防訪問リハビリ	公益社団法人京都保健会 吉祥院病院	南区吉祥院井ノ口町43	平成29年10月 1日
総合事業訪問型(生活支援型)	合同会社ファミリア トー タルケアファミリア	北区紫野下石龍町27番 地17	平成29年12月 15日
訪問介護	合同会社ファミリア トー タルケアファミリア	北区紫野下石龍町27番 地17	平成29年12月 15日
総合事業訪問型(介護型)	合同会社ファミリア トー タルケアファミリア	北区紫野下石龍町27番 地17	平成29年12月 15日
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	洛和複合サービス壬生	中京区壬生東大竹町44 番地1	平成29年12月 18日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)